

留学予定者 各位

## 留学に係る第一種奨学金・第二種奨学金手続について

留学にともない、現在日本学生支援機構の第一種奨学金もしくは第二種奨学金の貸与を受けている場合は手続が必要となります。留学の種類によって内容が異なります。留学中の継続貸与を希望する場合は、以下の事項を参照のうえ、対応支援室学生支援・教務担当にて手続をおこなってください。留学中の継続貸与を希望しない場合は奨学金の休止の「異動願」を提出してください。

### 1. 奨学金の継続貸与が認められる場合

留学期間が3ヶ月未満の場合は、学籍上の身分を問わず継続貸与が認められます。その際の手続提出は不要です。

留学期間が3ヶ月以上で、①から③にあてはまる場合は「留学奨学金継続願」を提出してください。

- ① 留学経費の出所について、国費・準国費、私費、外国政府、公共機関、各種基金等のいずれかの場合
- ② 学籍上の身分が「留学」
- ③ 学籍上の身分が「休学」で留学する場合は、留学先が大学・大学院の場合のみ

留学先教育機関での資格・身分・留学目的及び留学期間が明記してある入学許可書又はこれに代わるもの(写)を日本語訳添付のうえ「留学奨学金継続願」と同時に提出してください。

※ 機構が実施する留学生交流支援制度(協定派遣)及び官民協働海外留学支援制度による留学については継続貸与が可能であり、「留学奨学金継続願」は不要です。

### 2. 奨学金の継続貸与が認められない場合

以下いずれかにあてはまる場合は、「異動願」で第一種奨学金、第二種奨学金を休止してください。

- ① 学籍上の身分が「休学」中の者で、海外の大学・大学院以外に留学する場合
- ② 他の団体から留学奨学金の給付または貸与を受け、その団体が機構の奨学金との重複を認めていない場合
- ③ 日本学生支援機構が経済的に支障がないと判断した場合
- ④ 日本学生支援機構が教育上有益な海外学修でないと判断した場合

**【注意】**

- ・奨学金の辞退後、「リレー口座加入申込書」の提出が必要になります。
- ・大学院で第一種奨学生の場合、優れた業績による返還免除制度の申請は奨学金を辞退した年度のみ申請が可能です。次年度の申請はできませんのでご注意ください。

詳しくは対応支援室学生支援・教務担当にお問い合わせください。

参考：日本学生支援機構ホームページ

<http://www.jasso.go.jp/taiyochu/idou/ryuugaku.html>

平成27年 9月 4日  
学生部 学生生活課